



ごあいさつ

いつも大変お世話になっております。
 おかげさまで当事務所は、開設から13年を経過致しました。
 この度、お取引をさせて頂いているお客様に簡単な読み物として事務所通信をお届けさせて頂きました。
 お仕事の合間にご覧下さい。

相続登記はいつ頃までにすれば良いの？

よくお客様から

「相続登記は何時ごろまでにすれば良いの」
 「名義変更は、直ぐにしなくても良いでしょう」
 と聞かれます。

結果から言えば

「もちろん直ぐにしなくても良いけれど、両親（祖父母）の両方が亡くなったら必ず名義変更はした方がよいと思います」
 と回答します。

例えば、祖父（祖母）が亡くなって相続の手続きをしていない場合は、順番から言えば祖母（祖父）がなくなります。

このタイミングで遺産分割をすれば、子供同士で話し合いをして誰かが土地家屋を相続するという話になります。

しかしながら、この後、数年間相続登記をしないと、子供のだれかが亡くなります。

そうなると、相続人に子供の妻（夫）と孫が入ってきます。

さらに、他の子供も亡くなって、再婚している方もいて・・・。

と相続関係がとて複雑になってしまいます。

私が依頼を受けた案件で30年以上放置して、20回以上の相続が起こって、相続人が30人（外国人2人）になったというケースもありました。

このケースは、一度も会ったこともない外国の方まで相続人になっており、非常に苦労しました。

相続登記は（なるべく）早めにやりましょう。

寺西司法書士事務所のホームページを10月末より公開させて頂きます。
<http://www.office-teranishi.jp/>
 スタッフブログも随時更新していきたいと思ます。何卒よろしく願いいたします。



新人さん紹介

名前 矢野絢美
 趣味 映画鑑賞（B級）
 意気込み

今年の6月に入所した矢野です。

経験を積み一人前の司法書士になれるようがんばりたいと思います。

よろしくお願いいたします。



四コマ漫画



(司法書士業界の裏話)

供給過剰問題

ここ数年、毎年20人～30人近くの新人さんが誕生しています。

私が入会した10年前は、毎年10人弱でした。

しかしながら、登記の件数は平成18年頃に比べて3割程度減少、債務整理等の件数も減少に転じております。

すでに供給が需要を上回っている状態です。

遺言書のススメ

みなさま、自分に何かあったとき特別多くの遺産を残したい相続人（例えば妻やお世話になっている同居の娘など）はいますか？

もし居るならば必ず遺言書を残しましょう。

息子や娘の全員に口で言って納得させてある、子供達もみんな良い子だから大丈夫ですって？

それでも遺言書はあった方が良いと思います。

実際に相続が起こったときは、「妻に全部あげたい」「介護してくれた姉に多くあげる」とか「長男に全部あげる」等の話があっても、最終的には相続人の配偶者（嫁や旦那）が難色を示したりして、結果的にキッチリ法定相続分どおりの分割になってしまうことがあります。

また、かえって兄弟仲が良いゆえに、自分から多くもらうことを辞退してしまうことも多々あります。

さらに、子供が居ない場合は、妻（夫）と被相続人の兄弟姉妹が相続人となって、遺産の話させること自体が気の毒なケースもあります。

もしキチンとした遺言書があれば、相続人たちの人間関係をギクシャクさせることをありません。

遺言書は、公正証書遺言（公証役場に作成してもらう遺言書）が一番ですが、自筆証書遺言でも構いません。（自分で作成する一般的な遺言書です。）

必ず法定の要件を満たしている必要があるので慎重に作成して下さい）

残された相続人のためにも遺言書を作成してあげて下さい。

編集後記

初めて事務所通信に挑戦してみました、四コマ漫画は寺西が自作したものです。

38歳にもなって漫画を書くのは少々照れました。

今後とも発行予定ですので、よろしくお願ひ致します。

お問い合わせ

札幌市北区北9条西4丁目7番地4エルムビル10階

寺西広司法書士事務所内、事務所通信発行係

電話011-700-2151

FAX011-700-2152